

議案第 99 号

京丹後市税条例等の一部改正について

京丹後市税条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

減免申請における納税者の利便性向上の観点から市税等及び介護保険料の減免申請期限並びに軽自動車税の納期について所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市税条例等の一部を改正する条例

(京丹後市税条例の一部改正)

第1条 京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項及び第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第83条第2項中「4月11日から同月30日」を「5月1日から同月31日」に改める。

第89条第2項、第90条第2項及び第3項並びに第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

(京丹後市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 京丹後市国民健康保険税条例(平成16年京丹後市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

(京丹後市介護保険条例の一部改正)

第3条 京丹後市介護保険条例(平成16年京丹後市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「支払に係る月の前前月の15日」を「支払日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市税条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第80号</p> <p>第1条～第50条（略） （市民税の減免）</p> <p>第51条（略）</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第52条～第70条（略） （固定資産税の減免）</p> <p>第71条（略）</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第72条～第82条（略） （種別割の賦課期日及び納期）</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p>	<p>京丹後市税条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第80号</p> <p>第1条～第50条（略） （市民税の減免）</p> <p>第51条（略）</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第52条～第70条（略） （固定資産税の減免）</p> <p>第71条（略）</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第72条～第82条（略） （種別割の賦課期日及び納期）</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p>

現行	改正案
<p>2 種別割の納期は、<u>4月11日から同月30日まで</u>とする。</p> <p>第84条～第88条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>2 種別割の納期は、<u>5月1日から同月31日</u>までとする。</p> <p>第84条～第88条 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第91条～第139条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第140条～第151条 (略)</p>	<p>ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第91条～第139条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第140条～第151条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市国民健康保険税条例(平成16年京丹後市条例第86号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市国民健康保険税条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第86号</p> <p>第1条～第24条の2 (略) (国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第26条～第27条 (略)</p>	<p>京丹後市国民健康保険税条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第86号</p> <p>第1条～第24条の2 (略) (国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第26条～第27条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市介護保険条例(平成16年京丹後市条例第143号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市介護保険条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第143号</p> <p>第1条～第10条 (略) (保険料の減免)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第12条～第18条 (略)</p>	<p>京丹後市介護保険条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第143号</p> <p>第1条～第10条 (略) (保険料の減免)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限____までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日____までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第12条～第18条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

